

江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、歩行喫煙及び吸い殻・空き缶等のポイ捨ての防止に関し、江戸川区(以下「区」という。)、区民等、事業者及び関係行政機関の責務を明らかにする等必要な事項を定めることにより、環境をよくする地区協議会を中心にこれまで進めてきた活動をさらに発展させ、区民等の身体及び財産への被害の防止を図り、もって安全かつ清潔な生活環境を保全することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 区民等 区内に居住し、滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- 二 事業者 区内において事業活動を行う全てのものをいう。
- 三 関係行政機関 区内を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。

四 公共の場所 道路、公園、河川敷、広場その他の公共の用に供する場所(屋外に限る。)をいう。

五 歩行喫煙 歩行中(自転車等による移動中を含む。)に喫煙し、又は火の付いたたばこを所持することをいう。

六 吸い殻・空き缶等 たばこの吸い殻、空き缶、空き瓶、ペットボトル、新

聞紙、雑誌、紙くずその他みだりに捨てられることによつて地域環境の悪化につながる物をいう。

七 ポイ捨て 吸い殻・空き缶等を収納又は収集するために定められた場所以外の場所に捨てる行為又は置き去る行為をいう。

(区の責務)

第三条 区は、この条例の目的を達成するため、広報、啓発その他必要な施策を推進しなければならない。

2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、区民、事業者、関係行政機関及び環境をよくする地区協議会と協力を図り、施策の効果が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

(区民等の責務)

第四条 区民は、地域における連帯意識を高め、相互に協力して快適で住みよい地域社会の形成に寄与するため、自主的な地域美化活動を推進するよう努めなければならない。

2 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（関係行政機関の責務）

第六条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（歩行喫煙及びポイ捨ての禁止等）

第七条 区民等は、公共の場所において、歩行喫煙及びポイ捨てをしてはならない。

2 区民等は、喫煙により受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）、火傷その他の被害を生じさせることのないよう配慮しなければならない。

（委任）

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

（説明）

長年にわたり、区と区民が一体となつて取り組んできた環境をよくする運動は、

良き住民性と豊かな地域力を活かした本区の特色ある環境美化活動である。

近年の生活環境の劣化を考慮し、新たに歩行喫煙及びポイ捨ての防止等について、区民等及び事業者の認識を高め、より一層「環境創造都市江戸川区」創造への取り組みを図るため、本案を提出いたします。